

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱

平成18年4月1日

平成31年4月1日

令和 3年4月1日

令和 5年4月1日

令和 6年4月1日

令和 7年3月26日

令和8年4月1日

最終改正 令和8年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽整備の費用について補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいい、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上で、かつ、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するもので、市が補助対象と認める機種をいう。ただし、10人槽以下の浄化槽にあつては、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合し、かつ、小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき、社団法人全国浄化槽団体連合会に保証登録されたものであること。
- (2) 専用住宅 主に居住を目的とする住宅で、店舗等併用住宅又は賃貸住宅一戸建建売り住宅
- (3) 事業所等 由利本荘市内において商工業及び医療福祉等、事業を運営するために必要な全ての施設
- (4) 集会施設 町内又は集落を単位とした、自治活動の拠点として、集会の用に供する施設
- (5) 下水道区域 公共下水道処理区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づく事業認可区域及び集落排水事業等の整備区域
- (6) 工事費 浄化槽を設置するために必要な経費
(補助金の交付対象)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 下水道区域を除いた区域において、専用住宅に浄化槽を新設又は単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽を浄化槽に転換しようとする者（販売の目的で建築する専用住宅にあつてはその専用住宅を取得する者）
 - (2) 下水道区域を除いた区域において、事業所等に浄化槽を新設しようとする者（販売の目的で建築する事業所等にあつてはその事業所等を取得する者）単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽を浄化槽に転換しようとする者
 - (3) 下水道区域を除いた区域において、集会施設に浄化槽を新設又は単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽を浄化槽に転換しようとする者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対しては補助金の全額又は一部を交付しない。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認又は浄化槽法第5条第1項に基づく届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
 - (2) 専用住宅及び事業所等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
 - (3) 当該事業年度の前年度以前に既に浄化槽を設置済みである者
 - (4) 当該事業年度内に浄化槽の使用開始ができない者
 - (5) 浄化槽法第21条第1項の規定による知事の登録を受けていない浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を新設させた者
 - (6) 浄化槽を更新する者（但し、専用住宅にあつては災害による浄化槽の更新は除く）
 - (7) 宅内配管設備において、下水道排水設備の設置指針を順守しない者
 - (8) 国・県・市等の他の補助金を活用して浄化槽を設置する者
 - (9) 市税等を滞納している者

- (10) 各号に掲げる者のほか市長が不適当と認めた者
(実施期間)

第3条の2 補助事業の実施期間は、令和12年3月31日までとする。

(補助金の限度額)

第4条 前条第1項各号に規定する区域における補助金の額は補助対象経費の4/10以内とし、限度額は次のとおりとする。千円未満の端数が生じた場合は千円未満を切り捨てた額とする。

区 分	専用住宅	事業所等	備 考
5 人槽	4 1 万 4 千円		
6 ～ 7 人槽	4 7 万 4 千円		
8 ～ 1 0 人槽	6 6 万円		
1 1 ～ 2 0 人槽		1 0 0 万 2 千円	
2 1 ～ 3 0 人槽		1 5 4 万 5 千円	
3 1 ～ 5 0 人槽		2 1 2 万 9 千円	
5 1 人槽以上		2 4 2 万 9 千円	
単独処理浄化槽 撤去費	1 5 万円		同一敷地内において、浄化槽の設置に伴い必要となる、既設の専用住宅、事業所等、集会施設に設置された単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去費用及び宅内配管工事に要する費用。ただし、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を全て撤去した場合に限る。
くみ取り槽 撤去費	1 2 万円		
宅内配管工事費	3 3 万円		

- 2 専用住宅にあつては前項の規定にかかわらず、公共下水道処理区域及び集落排水事業等の整備区域を除く個別処理区域又は市長が特に認めた区域においては、次の額を加算することができる。ただし、精算工事費が標準工事費を上回る場合は補助金加算額を限度額とし、精算工事費が標準工事費を下回った場合は、下回った額を補助金加算額から減じたものを限度額とする。

区分	標準工事費 (国が定めた標準工事費)	補助金加算額
5人槽	103万5千円	20万8千円
6～7人槽	118万5千円	26万円
8～10人槽	165万円	36万1千円

- 3 前項に規定する補助金加算額の交付対象は、由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号。）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第2条および第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（販売の目的で建築する専用住宅及び事業所等にあつては、その専用住宅及び事業所等を販売しようとする者。以下「申請者」という。）は、あらかじめ由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図
- (4) 配管の勾配が確認できる図面
- (5) 浄化槽の設置工事及び撤去工事、宅内配管工事に係る各工事それぞれの見積書等の写し(数量の一式等の見積書は認めないものとする。)
- (6) 浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領の規定による登録証（10人槽以下に限る）
- (7) 登録浄化槽管理票（C票）（10人槽以下に限る）

- (8) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（10人槽以下に限る）
- (9) 国土交通大臣が承認した認定書及び型式適合認定書（別添仕様書及び図面も含む）
- (10) 浄化槽工事業登録の写し又は特例浄化槽工事業届出書の写し
- (11) 浄化槽設備士証の写し
- (12) 住宅等を借りている者は賃貸人の承諾書
- (13) 申請者の従前の生活排水処理の状況を確認できる書類（専用住宅に限る）
- (14) 事業所等、集会施設に設置する浄化槽で、他の補助金を活用して浄化槽を設置するものではないとする誓約書（事業所等、集会施設に限る）
- (15) 納税等状況調査同意書、事業所にあつては市税完納証明書
- (16) 住民票謄本（続柄の記載があるもの）
- (17) 放流先管理者の許可書又は同意書
- (18) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないものと決定した場合は、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金不交付通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が補助金の申請内容を変更する場合又は、補助事業を廃止しようとするときは、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 販売の目的で建築する専用住宅及び事業所等において補助事業を実施する補助対象者は、その専用住宅及び事業所等を取得する者が確定したときは、由利本荘市浄化槽整備事業住宅等売却届出書（様式第5号）及び由利本荘市浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書を当該事業年度の12月20日まで市長に届け出なければならない。

（補助金交付申請の取り下げ）

第8条 補助対象者は、第6条の2の規定による交付決定の通知を受けた後、補助対象工事を中止する場合は、速やかに由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付申請取り下げ届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付申請取り下げ届の提出があつたときは、市長は由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付決定取り消し通知書（様式第7号）をもって当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後15日以内又は年度の3月10日のいずれか早い日まで、由利本荘市浄化槽整備事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (3) 浄化槽法定検査依頼書（7条・11条）の写し
- (4) 完成後の配置・配管図
- (5) 工事契約書及び請求書並びに領収書の写し
- (6) 浄化槽設備士が適正な施工を確認したことを証するもの
- (7) 設備工事の施工状況及び竣工写真
- (8) 浄化槽法定検査遵守誓約書（様式第11号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、当該報告書の審査及び現地検査を行い、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、速やかに補

助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条の規定により浄化槽設置工事の完成が確認されたときは、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく請求書が提出された場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(4) 浄化槽設置後に、浄化槽法に定める水質検査等の管理等を遵守しないとき

(5) 販売の目的で建築する専用住宅及び事業所等にあつては、由利本荘市浄化槽整備事業住宅等売却届及び由利本荘市浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書が第7条第2項に規定する日まで提出されないとき

(6) 当該補助金により設置した浄化槽等を市長の承認を受けずに処分したとき

(7) その他市長が定める条件に違反したとき

(浄化槽の維持管理)

第13条 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽が正常に機能するよう適正な維持管理をしなければならない。

2 市長は、浄化槽の維持管理について、必要に応じ指導を行うとともに報告を求めることができるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助対象者は、当該補助金により設置した浄化槽を、市長の承認を受けずに廃止し、譲渡し、転用し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

ただし、浄化槽設置完了年度の翌年度から15年を経過した場合は、この限りではない。

2 市長の承認を受けて、前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱(平成14年本荘市訓令第3号)、矢島町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成8年矢島町要綱第2号)、岩城町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成10年岩城町要綱第3号)、東由利町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成12年東由利町告示第10号)、鳥海町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成11年鳥海町要綱第2号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年2月23日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年8月9日)

この要綱は、平成24年8月9日から施行する。

附 則(平成25年6月12日)

この要綱は、平成25年6月12日から施行する。

附 則(平成27年6月24日)

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月19日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱（平成18年由利本荘市要綱）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和8年5月22日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請等について適用し、同日前の申請等については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

由利本荘市長 様

申請者

住 所
氏 名

電話番号

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付申請書

令和 年度に浄化槽を設置したいので、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

住宅等所有者	1 本人	2 共有（ 人）	3 その他（ ）
補助金交付申請額	金 円		
工事費内 訳	総事業費 ①＋⑦	補助額交付申請額 ①＝②＋③＋④＋⑤＋⑥	浄化槽本体 ②
	くみ取り槽撤去費 ④	宅内配管工事費 ⑤	補助金加算額 ⑥
			自己資金 ⑦
浄化槽の仕様	メーカー名	型 式	人 槽 処理方法
着手予定年月日	年 月 日	着工	
完成予定年月日	年 月 日	完成	
	住 所		

工事施工業者	名称等 連絡先
放流 先	1 道路側溝 2 農業用水路 3 その他 ()
添付書 類	1 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し 2 設置場所の案内図 3 浄化槽の配置及び敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図 4 配管の勾配が確認できる図面 5 浄化槽の設置工事及び撤去工事、宅内配管工事に係る各工事それぞれの見積書等の写し(数量の一式等の見積書は認めないものとする。) 6 浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領の規定による登録証(10人槽以下に限る) 7 登録浄化槽管理票(C票)(10人槽以下に限る) 8 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証(10人槽以下に限る) 9 国土交通大臣が承認した認定書及び型式適合認定書(別添仕様書及び図面含む) 10 浄化槽工事業登録の写し又は特例浄化槽工事業届出書の写し 11 浄化槽設備士証の写し 12 住宅を借りている者は賃貸人の承諾書 13 申請者の従前の生活排水処理の状況を確認できる書類(専用住宅に限る) 14 他の補助金を活用していないとする誓約書(事業所等、集会施設に限る) 15 納税等状況調査同意書、事業所にあつては市税完納証明書 16 住民票謄本(続柄の記載があるもの) 17 放流先管理者の許可書又は同意書 18 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

由利本荘市指令第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

由利本荘市長

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽整備事業費補助金については、下記のとおり交付を決定します。ただし、次の条件を遵守し施工してください。

記

補助金の交付決定額 金.....円

【交付条件等】

- 1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
補助対象者は、上記の期限までに事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 2 承認事項等
(1) 補助対象者は、次の各号の1に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない

い。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき

イ 補助事業を廃止しようとするとき

- (2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を記載した書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の請求があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

4 実績報告書

補助対象者は、補助金に係る事業完了後、15日以内（第7条第1項の規定により事業の廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から15日以内）又は3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

5 補助金の確定等

市長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し速やかにその金額を交付する。

6 交付決定の取り消し及び補助金の返還

市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について返還を命じるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (4) 浄化槽設置後に、浄化槽法に定める水質検査等の管理等を遵守しないとき
- (5) 販売の目的で建築する専用住宅及び事業所等にあつては、由利本荘市浄化槽整備事業住宅等売

却届及び由利本荘市浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書が第7条第2項に規定する日まで提出されないとき

- (6) 当該補助金により設置した浄化槽等を市長の承認を受けずに処分したとき
- (7) 浄化槽等を処分することにより収入があつたとき
- (8) その他市長が定める条件に違反したとき

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名
様

由利本荘市長

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽整備事業費補助金について、下記の理由により不
交付とする。

記

（理由）

年 月 日

由利本荘市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け、由利本荘市指令第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽整備事業費補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 補助金申請内容の変更
（内容変更）

2 補助事業の廃止
（理由）

年 月 日

由利本荘市長 様

補助対象者

住 所

氏 名

電話番号

由利本荘市浄化槽整備事業住宅等売却届出書

年 月 日付け、由利本荘市指令第 号により補助金の交付を受けた住宅について、下記の者に売却したので、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、届出します。

記

- 1 住宅の所在地
- 2 住宅の取得者 住所
 氏名
 電話番号
- 3 添付書類 売買契約書の写し

年 月 日

由利本荘市長 様

〒 ー
住 所
氏 名
(電話： ー ー)

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付申請取り下げ届

年 月 日付け由利本荘市指令第 号で補助金交付の決定を受けた浄化槽
整備事業費について、下記のとおり取り下げたいので、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要
綱第 8 条の規定により、次のとおり届出します。

記

- 1 交付決定取り消し額 金 _____ 円
- 2 取り下げ理由

第 号
年 月 日

様

由利本荘市長

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付決定取り消し通知書

年 月 日付け由利本荘市指令第 号で交付決定した浄化槽整備事業費補助金について、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定取り消し額 金 _____ 円

2 取り下げ理由

由利本荘市長 様

補助対象者

住 所

氏 名

電話番号

由利本荘市浄化槽整備事業実績報告書

年 月 日付け、由利本荘市指令第 号により補助金交付決定のあった浄化槽整備事業が完了したので、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	金 円
補助事業の完了年月日	年 月 日
添付書 類	1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し 2 浄化槽使用開始報告書の写し 3 浄化槽法定検査依頼書（7条・11条）の写し 4 完成後の配置図・配管図 5 工事契約書及び請求書並びに領収書の写し 6 浄化槽設備士が適正な施工を確認したことを証するもの 7 配管の勾配及び土被りが下水道排水設備の設置指針に基づいた施工であることを確認できる図面 8 設備工事の施工状況及び竣工写真 9 浄化槽法定検査遵守誓約書（様式第11号） 10 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

由利本荘市長

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け、由利本荘市指令第 号で交付決定した浄化槽整備事業費補助金について、次のとおりその額を確定したので、由利本荘市浄化槽整備事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	金 円
----------	-----

年 月 日

由利本荘市長 様

補助対象者
住 所
印

氏 名 ○

由利本荘市浄化槽整備事業費補助金請求書

年 月 日付け、由本建第 号で補助金額確定通知を受けた浄化槽
整備事業費補助金について、支払いを受けたく請求します。

記

補助金交付請求額		金 円
支払の方法	振込金融機関名	
	口座番号	普通・当座 口座番号
	ふりがな 口座名義人	
	摘 要	

年 月 日

由利本荘市長 様

補助対象者
住 所

氏 名

浄化槽法定検査遵守誓約書

私は、浄化槽施工業者より浄化槽の維持管理等について説明を受け、浄化槽法に定める

第7条 設置後の水質検査

第8条 4月以内の保守点検

第10条 年1回以上の清掃

第11条 指定検査機関の行う水質検査

を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

由利本荘市長 様

補助対象者
住 所

氏 名

由利本荘市浄化槽整備事業補助金に係る財産処分承認申請書

由利本荘市浄化槽整備補助金により設置した浄化槽を処分したいので、由利本荘市浄化槽整備事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付決定番 号	由利本荘市指令第 号
交付決定年月 日	年 月 日
処分の方 法	
処分の時 期	
処分の理 由	